

第1回甲府市保健所設置検討委員会後における意見と対応方針 資料③-2

番号	いただいたご意見・質問等	対応方針
1	<p>素案のP13 図2総合健康支援センターのイメージ図の表記について、図内下から1行目を、保健所の多様な健康危機管理対応を考え、「・健康危機発生時の国や医療機関からの情報に基づく迅速な情報提供、的確なまん延防止対策」を「・健康危機発生時の国や県及び関係機関等との連携による防ぎ得る死と二次的健康被害の最小化」としては如何か。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、第3回委員会までに検討してまいります。</p>
2	<p>中北保健所と甲府保健所の役割分担を明確にするために、県と市行政、三師会を加えた定期的な運営会議を希望する。</p>	<p>地域保健法第11条の規定により、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するにあたり、条例の定めるところにより、保健所運営協議会を設置することができます。 いただいたご意見を参考にし、設置を検討するとともに、設置する場合については、協議会の役割等十分に協議してまいります。</p>
3	<p>キーパーソンである保健所長の役割分担を明確にすること。(仮称)甲府市総合健康支援センターの長は、保健所長が兼任するのが好ましいのではないか。</p>	<p>保健所長は、公衆衛生業務を担う重要な職務であることから、ご提案をふまえ、組織上の位置づけについては、人事権を含めて今後慎重に検討してまいります。</p>
4	<p>救急医療は、国中地域における甲府市地域医療センターの位置づけを明確にする良い機会と思われる。甲府市地域医療センターに医療資源を集約して、甲府完結型でない、国中完結型まで充実した拠点とするのも検討に値する案かもしれない。</p>	<p>救急医療については、医療圏ごとに体制が整備されております。今後も、地域の実情に応じた救急医療体制の確保を図っていく必要がありますので、山梨県や関係市町と連携してまいります。</p>
5	<p>健康増進分野における健康づくり関係こそ、今まで保健センターが行ってきた先進的な取組をさらに進め、住民が甲府保健所の必要性を理解してもらうのに最も力点を置くべき方向ではないか。</p>	<p>本市では、これまでも、市民のニーズや市で把握したデータなどをもとに、関係機関と連携を図り、健康づくり施策を推進してまいりました。 具体的には、ウォーキングの推進や、味覚を通じた食育の推進、高血糖状態者への生活習慣病予防対策など様々な健康づくり事業を展開しております。 今後、保健所となり、新たに専門職が配置されますので、さらに効果的な健康づくり施策を展開し、市民の皆様、市の設置する保健所をご理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>

番号	いただいたご意見・質問等	対応方針
6	<p>甲府市愛育連合会の今後の活動について、組織はどのようになるのか。 また、中北保健所管内及び県愛育連合会との関係はどうなるのか。</p>	<p>愛育会、食生活改善推進員協議会は、保健所設置後についても、地域に密着した活動をこれまでどおり継続していただきたいと考えております。 活動にあたっては、中北保健所管内をはじめ県内各管内との連携も必要であると考えます。</p>
7	<p>市保健所の設置に対して、これからの食育、健康づくり活動がどのような組織で行っていくのがよいのか、また、中北保健所管内の活動などについてお伺いしたい。</p>	<p>保健所設置後の具体的な運営や組織体制等につきましては、主体である各団体の意向を十分考慮する中、活動しやすい体制がとられますよう、県と協議してまいります。</p>